

# 地域安全通信



令和8年2月27日  
 栃木市役所  
 交通防犯課  
 0282-21-2151

## 栃木市内の事件・事故発生状況 2月号

安全に対する関心を高めることが事件・事故の抑止に大変効果的です。ご家庭や地域、職場等で情報を共有し、身近に潜む犯罪や交通事故に注意して下さい。

### 1 栃木市内における犯罪発生状況(令和8年1月末現在)

区分	全刑法犯	重点抑止犯罪	特殊詐欺	SNS型投資・ロマンス詐欺	わいせつ	住宅対象窃盗	自転車盗	自動車盗	車上ねらい	金属盗	タイヤ盗
1月中	57	32	0	0	1	6	12	3	1	9	0
累計	57	32	0	0	1	6	12	3	1	9	0
前年比	-39	-25	±0	±0	+1	-1	+1	-4	-1	-16	-5

### サギ電話を撃退！市では「特殊詐欺対策機器」を貸し出しています

- ★ 固定電話に接続し、着信時の警告音声の再生、通話内容の録音等ができます！
- ★ 詳しくは、市ホームページ又は市役所交通防犯課(☎21-2151)まで！



### 2 栃木市内における人身交通事故発生状況(令和8年1月末現在)

区分	人身交通事故				区分	高齢者の人身交通事故			
	件数	死者	負傷者	重傷者		件数	死者	負傷者	重傷者
1月中	29	0	32	4	1月中	18	0	12	3
累計	29	0	32	4	累計	18	0	12	3
前年比	-1	-1	-3	+2	前年比	-1	-1	+2	+3

### 4月1日～自転車交通違反に「青キップ」導入

◆「自転車」の一定の交通違反に対して、**交通反則告知書**(いわゆる「青切符」)が交付される「**交通反則通告制度**(比較的軽微な交通違反について、違反者が反則金を納付すれば、刑事手続に移行せず刑事罰が科されない制度)」の適用が始まります。

◆「16歳以上の者による違反」が対象です。

→→→ **ただし、どんな違反も即検挙(切符交付)…ではありません**

◆これまでどおり、**警察官による「現場での指導警告」が基本**です。

◆**自転車の交通違反が問答無用で全て検挙される制度ではなく、検挙された場合の手続きが変わる(青切符による処理が可能となる)制度**です。

**検挙の対象となる違反は、「悪質・危険な違反」です!**

例◆**重大な違反や、違反による事故** →酒酔い・酒気帯び、妨害運転など(刑事手続の対象!!)

◆**事故につながる恐れが高い違反** →携帯電話使用(手に保持して通話、画面注視)など

◆**指導警告に従わず違反を継続する、あえて違反を行う場合や同時に2つの違反を行うなど**

**この機会に自転車の交通ルールを再確認し、安全な自転車利用を!**

